

美作国創生公募提案事業審査委員会設置要綱

(目的)

第1条 岡山県美作県民局（以下「県民局」という。）が実施する美作国創生公募提案事業（以下「事業」という。）の推進を図るため、有識者等からなる美作国創生公募提案事業審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業に係る審査、助言及び評価に関する事項
- (2) その他事業推進のために必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員7名以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、NPO関係者、行政関係者その他岡山県美作県民局長が必要と認める者のうちから、岡山県美作県民局長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、県民局地域政策部地域づくり推進課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年11月15日から施行する。

この要綱は、令和元年12月2日から施行する。